

2025年9月24日

お客さま各位

貸金庫規定の改訂について

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

名古屋銀行では、金融庁による「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」改正等を受け、貸金庫業務の更なる厳正化を図るべく貸金庫規定を改訂いたします。

なお、改訂後の規定は、従来よりお取引いただいているお客さまについても適用対象となります。

当行では、引続きお客さまに信頼され、安心してご利用いただけるサービスの提供に努めてまいります。

記

1. 改訂の対象となる規定

貸金庫規定

2. 改訂内容

(1) 主な改訂内容

- ① 貸金庫に格納いただけないものに「現金」を追加
- ② 貸金庫の利用目的（適切にご利用いただいていること）を書面等で申告いただくこと 等

(2) 格納いただけない現金について

日本円（注）、外国通貨とも格納いただけません。

（注）日本円のうち、以下の2点が格納いただけない現金となります。

- ① 日本銀行 HP「現在発行されている銀行券・貨幣」に掲載されている銀行券・貨幣
- ② 「①」と肖像が同一である銀行券（2007年発行停止の一万円券（福沢諭吉））

※詳しくは[日本銀行ホームページ](#)をご確認ください。

(3) 新旧対照表および改訂後の貸金庫規定

新旧対照表は[こちら](#)、改訂後の貸金庫規定は[こちら](#)をご参照ください。

3. 改訂日

2026年2月1日（日）

4. ご留意点

- (1) 現在、貸金庫内に現金を格納されているお客さまにおかれましては、次回ご来店時等に現金のお取出しをいただきますよう、お願いいたします。
- (2) なお、2.(1)②に記載の書面につきましては、本年11月より順次、お届けいただいている住所宛に郵送等させていただきますので、お手元に届きしだい、ご申告をお願いいたします。

以上



名古屋銀行

Bank of
NAGOYA